

登別市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 登別市における地域公共交通の活性化等に関する協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく協議会として、登別市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、登別市における地域公共交通の活性化等のために、必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下、「委員」という。）は25名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合が指名する者
- (3) 道路管理者
- (4) 北海道警察札幌方面室蘭警察署の警察官
- (5) 北海道運輸局室蘭運輸支局長が指名する職員
- (6) 北海道胆振総合振興局長が指名する職員
- (7) 学識経験者
- (8) 社会福祉法人登別市社会福祉協議会会長が指名する者
- (9) 登別市連合町内会会長が指名する者
- (10) 住民又は利用者の代表者
- (11) 市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会には次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は会長が指名する。
 - 3 会長は、会議を主宰する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の職を続けることが困難となった場合は、委員を変更することができる。

ただし、その場合にあつては、新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

- 3 現に委員である者の任期満了の日までの間に、新たに委員を委嘱し、又は任命した場合の当該委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、現に委員である者の任期満了の日までとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は市民生活部において処理をする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(任期の特例)

- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。